

# 大阪柔整だより

## 続編

## 一般社団法人保険者機能を推進する会が来阪

### 公益社団法人大阪府柔道整復師会との意見交換会を要望

前月号に引き続き「保険者機能を推進する会」との意見交換会について報告させていただく。「保険者機能を推進する会」の柔整問題研究会は10月16日、17日の2日間にわたり、平成26年度の大阪研修会と題し来阪。

16日には、大阪を中心とした健康保険組合で柔整問題に関心のある保険者役職員を募りセミナーが開催された。柔整問題研究会の各健康保険組合が行った適正化に対する取り組み事例や、柔道整復師業界の問題点を指摘するといった内容であった。

さて、17日の本会との意見交換会であるが、「保険者機能を推進する会」から予め質問書が届けられており、基本的にその質問に沿った形で意見交換が行われた。

#### 「質問事項」

- ① 大阪府柔道整復師会もしくは日本柔道整復師会が現在重点的に取り組まれている課題等がありますか。
- ② 柔道整復療養費の支払基金化の現状について、どのようにお考えでしょうか。
- ③ 貴会のホームページ上の新入会者向けの説明会内容についてご教示ください。  
ア、受領委任の取り扱いについて  
イ、適正な広告・看板について  
ウ、その他保険取扱い全般について
- ④ 貴会主催で、既存加入者（③以外）向けの「保険請求」に関する講習会など開催されていますか。（開催されているときはその内容をあわせてご説明ください）
- ⑤ 大阪府では3部位請求の割合が他府県に比べて多くみられますが、その理由・原因についてご教示ください。
- ⑥ 貴会として、加入整骨院への指導・監査等が行われていますか。
- ⑦（⑥との関連）昨今、問題となっている看板やチラシ類についてはいかがでしょうか。
- ⑧ 「協会けんぽ」や「国保連」の審査会に対してどのような印象をお持ちでしょうか。  
審査会は機能しているとお考えでしょうか。
- ⑨ 「この状態では健康保険は適用できません（使えません）。自費になります。」と患者さんに説明することはありますか。
- ⑩ 請求から支給までの流れについて、貴会からみて評価の高い保険者を教えてください。（評価ポイントはどのような点でしょうか）
- ⑪ 直近の保険取扱い件数（請求件数）などの集計資料があればご提供いただけませんか。

次頁へ続く

前頁より

⑫ 貴会として、加入者の「領収書」書式を統一するお考えはお持ちでしょうか。また可能でしょうか。

⑬ 保険者（特に健保組合）への申し入れや要望事項等がありますか。

以上、13項目の質問に対し公益社団法人大阪府柔道整復師会として、大阪の現状を踏まえ丁寧に回答させていただいた。

総体的な意見交換の内容は、学校乱立により柔道整復師が急増している問題、特に大阪では6,500軒ともいわれる整骨院による過当競争、モラルの低下によって生じる諸問題について本会の組織率を向上させ、組織を強化することにより問題を解決していくこと、また行政、保険者と協調し適正化を推進していきたいとの思いを伝えた。

更に、大阪での3部位請求過多については、都市部における生活水準において1部位請求で本当に生活が担保できるか疑問であり、1部位の算定料金が低すぎるものが問題ではないだろうか。

当然、そこには柔道整復学のしっかりとした理論体系や柔道整復師の資質向上が必要であるが、従来の適正化はただ単に算定料金に逡減をかけ、料金を抑えることで適正化を図ろうとしているように思う。

適正化については根本的に考える時期である。

たとえば卒後研修を確立させ、その中で受領委任払いについての研修を行うといった方法等で、国・厚生労働省を巻き込んで早急に取り組む必要があると考える。

以上、約3時間にわたる意見交換で、大阪の現状を踏まえ、業界に対し理解を深めていただくために本音で話し会議は終了した。

ただ、我々の思いがどこまで浸透しているかは疑問であり、まだまだ業界への不信感は払拭しきれずにいるのだろう。

今後、公益社団法人大阪府柔道整復師会として、ひとりひとりの柔道整復師の思いを受け止め、保険者対応していきたいと考えているので会員各位のご協力をお願いしたい。

【公益社団法人大阪府柔道整復師会 副会長 徳山 健司】

## 保険者変更通知

変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
三井倉庫健康保険組合 06135123	名称変更	三井倉庫ホールディングス健康保険組合 06135123	H26年11月1日
住友スリーエム健康保険組合 06142202	名称変更	スリーエムジャパン健康保険組合 06142202	H26年11月1日

## 「大阪保険講演会」開催のお知らせ

下記日程にて「大阪保険講演会」を開催いたします。

今回の講演会は従来の本会理事による講演を変更し、日本の柔道整復師業界全体に目を向けたグローバルな講演を予定しております。

大阪府下、全ての柔道整復師の方々と一緒に柔道整復師業界を考えて行きたいと思えます。

日 時 平成 27 年 3 月 14 日（土）午後 3 時開会

場 所 大阪柔整会館 5 F 大ホール

1. 講演内容 「業界の現状と将来の展望」（仮）

講 師 公益社団法人 日本柔道整復師会会長 工藤 鉄男 様

2. 講演内容 「柔道整復療養費の適正な取り扱いについて」（仮）

講 師 （未定）

※多数のご出席をお待ちしております。詳細は決定次第お知らせいたします。

### \*豊中市の「乳幼児等医療費助成制度」の変更について\*

- 平成 26 年 12 月 1 日から「乳幼児等医療費助成制度」の通院医療費助成対象年齢が小学 6 年生 12 歳（小学校修了）まで拡充され、制度名は「子ども医療費助成制度」に変わりました。

<変更前>

<平成 26 年 12 月 1 日から>

制 度 名 乳 幼 児 等 医 療 費 助 成 制 度 → 子 ども 医 療 費 助 成 制 度

通院医療費 0 歳～6 歳（小学校就学前）まで → 0 歳～12 歳（小学校修了）まで

入院医療費 { 0 歳～12 歳（小学校修了）まで → 変 更 な し

{ 所 得 制 限 一 部 あ り → 所 得 制 限 な し

※患者さんには 11 月中旬より新しい医療証が送付されていますので、来院された際は医療証の確認をお願いいたします。